

入札の公告

（平成 22 年度首里城花まつり草花等設置業務）

次のとおり一般競争に付します。

平成 22 年 12 月 16 日

分任契約職

財団法人海洋博覧会記念公園管理財団

首里城公園管理センター

統括 亀井良昭

記

1. 調達内容

- (1) 件 名： 平成 22 年度首里城花まつり草花等設置業務
- (2) 業 務 内 容： 首里城花まつりの草花等による園内の装飾を行う。
詳細については、交付資料「入札説明書及び仕様書」による。
- (3) 業 務 期 間： 契約締結の翌日～平成 23 年 2 月 28 日
- (4) 納 入 場 所： 沖縄県那覇市首里金城町 1 丁目 2 番地
財団法人海洋博覧会記念公園管理財団
首里城公園内

2. 競争参加資格

- (1) 平成 21・22 年度沖縄総合事務局における一般競争（指名競争）参加資格審査において、入札時までに工事種別の「造園工事」で「ランク B」以上の等級に格付けされている者で、且つ沖縄県内に本社または営業所、支社を有する者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、国機関が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 第 3 項、(1) の場所に設置している交付資料「入札説明書及び仕様書」の受領を済ませていること。
* 交付資料の郵送は行っておりません。
- (4) 当該契約を締結する能力を有しない者及び復権を得ない破産者でない者。ただし、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

- (5) 次の各号に該当しない者または該当はするがその事実があつて2年以上経過している者。
- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、または不正の利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督または検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 前各号のひとつに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行にあたり主任技術者、現場代理人その他の使用人として使用した者。
- (6) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 申請書及び資料の提出期限から入札の時までの期間に、国・機関及び沖縄県知事より指名停止を受けていないこと。

3. 入札説明書及び仕様書、入札書の提出場所等について

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒903-0815

沖縄県那覇市首里金城町1丁目2番地

財団法人海洋博覧会記念公園管理財団 首里城公園管理センター 管理課庶務係

TEL (098) 886-2020

FAX (098) 886-2919

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
本公告の日から第3項の（1）の場所にて交付する。
- (3) 入札説明書及び仕様書の受領期限
平成22年12月25日 17時00分
- (4) 現場説明会
現場説明会は実施しない。
- (5) 入札の日時及び場所
日時：平成22年12月27日 13時30分
場所：沖縄県那覇市首里金城町1丁目2番地
財団法人海洋博覧会記念公園管理財団
首里城公園管理センター事務所会議室
TEL (098) 886-2020

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 契約保証金
免除

- (4) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

5. 環境マネジメントシステムに対する協力依頼

当財団は、国際標準規格 ISO14001 にもとづく環境マネジメントシステムによる環境経営に取り組んでいます。

この取り組みにあたり、環境方針を中心に各種環境活動を推進していますが、あわせて、当財団の事務事業に伴う物品調達・外注委託等の関連業務にあたりましても、環境影響に対する配慮、ISO14001 規格要求事項への対応が求められます。

つきましては、財団の環境マネジメントシステムの円滑な推進のため、関連業者等の方々に、以下事項の実施につき、ご理解とご協力をお願い致します。

- (1) 環境方針の周知
財団が定めた環境方針につき、関連する従業員、作業員に周知する。
- (2) 環境に配慮した業務実施
業務実施にあたって、アイドリングストップをはじめ、省資源・省エネルギーなど環境に配慮する。また業務実施に伴い発生する廃棄物の適正処分を確実にする。
- (3) 納入梱包資材の持ち帰りリサイクル化
財団の発注に係る、商品・物品・資機材等の納入に際し、納入業者は梱包資材等の持ち帰り、再利用等の御協力をお願いします。
- (4) 環境教育の実施
財団が実施する環境教育への協力。関連する従業員、作業員に対する環境教育の実施。
- (5) その他規格要求事項への対応
対応業務の実施にあたって必要となる ISO14001 規格要求事項への対応。

(注意事項)

- ・ (1) 及び (2)、(3) 項は、関連業者全般に対する協力依頼。
- ・ (4) 及び (5) 項の具体的内容は、対象業務の実施にあたって、財団担当部署より明示する。